

# 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査

# 10月31日(日)投票日

☆ 投票日当日に投票できない方は期日前投票を活用下さい。

☆期日前投票のできる	→ 期間	10月20日(水)から10月30日(土)まで
	→ 場所	大間町役場(町内全域)
	→ 時間	午前8時30分から午後8時まで

☆臨時期日前投票所	①	→ 期間	10月23日(土)
		→ 場所	奥戸交流館(奥戸・材木地区の方のみ)
		→ 時間	午前9時から午後7時まで
	②	→ 期間	10月24日(日)
		→ 場所	勤労青少年ホーム(汐見・美島・朝日町の方のみ)
		→ 時間	午前9時から午後7時まで
● 今回の投票は、①・②でも期日前投票ができます!			
● 対象者は入場券で、確認できます!			
~~~~23日・24日は、役場でも期日前投票はできません!~~~~			

**平成15年11月1日生まれ以前の人に選挙権があります!**

期日前投票をすることのできる方



仕事のある方



冠婚葬祭のある方



私用で大間町内にいない方

手続きは簡単!



ハンコは不要です。宣誓書に記入するだけ。入場券がなくても投票できます。

**注!意**

不在者投票は、名簿登録地以外の市町村で行う投票で、名簿登録地の選管で手続きが必要となります。「病院、施設へ入院入所されている方、仕事等で他市町村に滞在されている方などです」  
※詳しくは、大間町選挙管理委員会事務局まで、お問合せください。

